

令和 8 年度

千歳（基）第三格納庫暖房設備改修工事

仕様書

第一管区海上保安本部

第1章 工事概要

1 工事名称

千歳（基）第三格納庫暖房設備改修工事

2 施工場所

北海道千歳市平和1387-1 千歳航空基地第三格納庫

3 履行期限

契約の日から令和8年12月25日まで

4 工事概要

既存暖房設備を新替するもの。

既存燃料タンクを新替するもの。

5 管理事務所等

【管理事務所】

千歳航空基地

所在地：〒066-0044

北海道千歳市平和1387-1

電話：0123-23-9118

【監督職員】

第一管区海上保安本部 経理補給部経理課 営繕係

所在地：〒047-8560

小樽市港町5番2号（小樽地方合同庁舎）

電話：0134-27-0118（内線2226・2227・2228）

千歳航空基地

所在地：〒066-0044

北海道千歳市平和1387-1

電話：0123-23-9118

第2章 一般共通事項

1 適用範囲

本工事は、設計図書及び仕様書に従い、施工するものとする。

2 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。

設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。

ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3 設計図書の疑義

設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は書面をもって通知し、監督職員と協議のうえ内容を確定する。

4 疑義に対する協議等

設計図書等に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難もしくは不都合が生じたときは、監督職員と協議し、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

5 官公署その他への手続き等

工事の着手、施工及び完了にあたり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な手続き等は、直ちに行う。

また、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

6 機材の品質等

使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。

ただし、仮設に使用する機材はこれによらない。

なお、新品とは品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがあるものを除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。

7 材料・機器の保管

工事用材料及び機器の保管は、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、特に火気に注意しなければならないものについては関係法規に従い設置する。

8 工事現場の安全衛生管理

- (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従ってこれを行う。ただし別に責任者が定められた場合はこれに協力する。
- (2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。

9 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。
- (4) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。
- (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。なお、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な保障をしなければならない。

10 養生・後片付け

- (1) 在来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生・保護を行う。
- (2) 工事完成に際しては、敷地内及びその周囲の清掃片付けを行う。

11 発生材の処理

- (1) 発生材のうち特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督職員に引き渡す。
- (2) 引渡しを要しないものはすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。

12 工程表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

13 施工計画書

着工に先立ち、監督職員から施工計画書の作成を求められた場合、速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。

14 施工

施工は、設計図書及び「12、13」による監督職員の承諾を得たものに従

って行う。

1 5 工事の記録等

- (1) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について記録を整備する。
- (2) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (3) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
 - (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - (イ) 工事の進捗により隠ぺい状態となるなど、後日の目視による検査が不可能または容易ではない部分の施工を行う場合
 - (ウ) 一工程の施工を完了した場合
 - (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- (4) (1)から(3)までの記録等について、監督職員から請求されたときは、提示または提出する。

1 6 工事写真

- (1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は「工事写真の撮り方」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
- (2) 工事工程写真及び完成写真は、原則として各一部ずつ監督職員に提出する。
- (3) 工事写真の撮影対象は特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。

1 7 竣工検査

竣工検査とは、工事の完成の確認をするために、検査職員が行う検査をいう。竣工検査には、現場代理人が立ち会うものとする。

なお、検査指摘事項については請負者の負担において、適切な措置を講じなければならない。

1 8 その他

- (1) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
- (2) 請負金額の支払い時期等その他の事項については契約書に基づくものとする。

第3章 特記仕様

本工事は本仕様書及び設計図書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(各工事編)」(最新版)、及び「公共建築改修工事標準仕様書(各

工事編)」（最新版)による。

工事概要

1 温風暖房機工事

ボイラー室天井を撤去し、既存暖房機を取り外したのち、下記規格の暖房機を新設すること。なお、暖房機は官給するものとする。(官給品)

暖房機新設後、ボイラー室天井を復旧すること。

暖房機 ネポン(株) PL-2003K

定格能力 23.3Kw (200,000Kcal/h)

伝導面積 8.5m²

バーナー 全自動電気着火及び強制吸気式

燃料 灯油

燃料消費量 27.6L/h

送風機別置 標準風量 14,760m³/h

本体圧力損失 147Pa

許容風量 標準風量100~150%

電源 200V 三相

2 基礎、外部灯油タンク、防油堤新設

基礎新設の上、外部灯油タンク(サンダイヤ鋼板製(H型)1G対応 AH3-990GJ)2台、防油堤(サンダイヤ防油堤 鋼板製 底板 AH-990型)2台を新設すること。(同等品可)

3 既存重油タンク洗浄、タンク内砂埋め

第三格納庫外にある既存重油タンク内部を洗浄し、タンク内砂埋めのうえ、封鎖すること。

4 熱風炉ファン更新・ダクト工事

既存熱風炉ファン及びダクトは加工等の上、更新すること。

なお、取り合い煙突を加工し、再利用すること。

5 ダクト保温工事

グラスウールを使用し、保温処理を実施すること。

6 電気設備工事

同工事に付随する電気設備を復旧すること。

7 その他

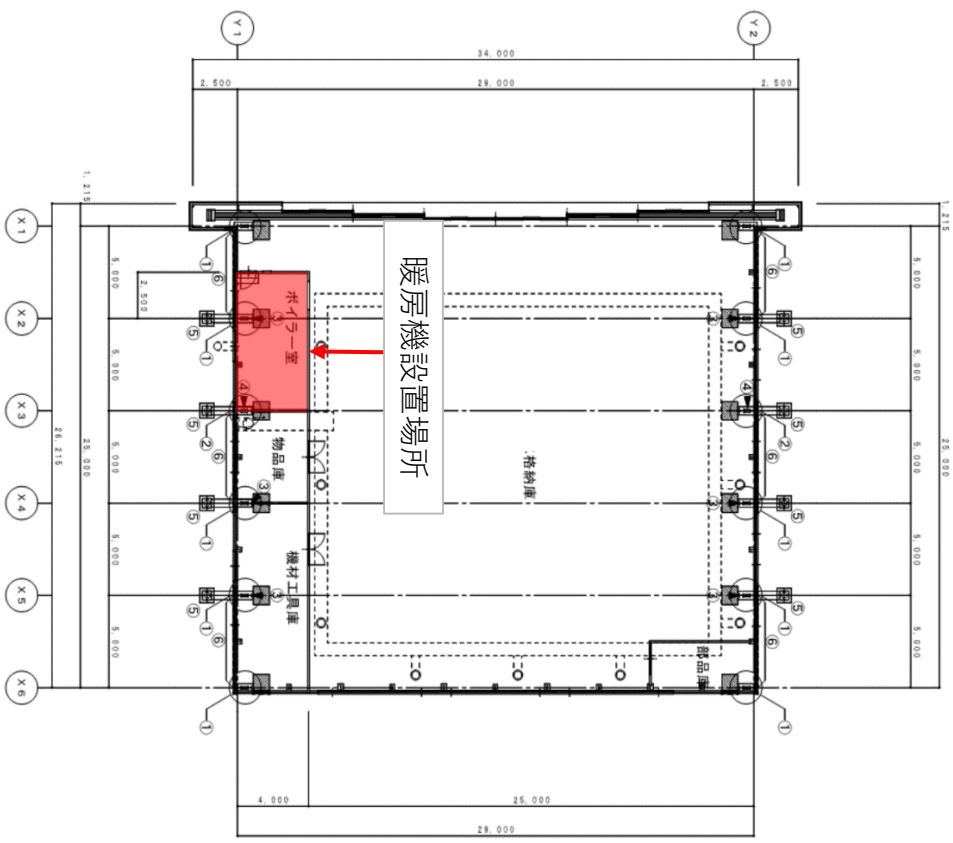
(1) 工事着手に先立ち、管理部署等の担当職員等に対し、施工方法及び実施工程等を十分に説明調整のうえ工事に着手すること。

工事完了後は速やかに監督職員に連絡のうえ、検査職員の立会いによる工事完成検査を受けるものとし、検査合格をもって工事完了とする。

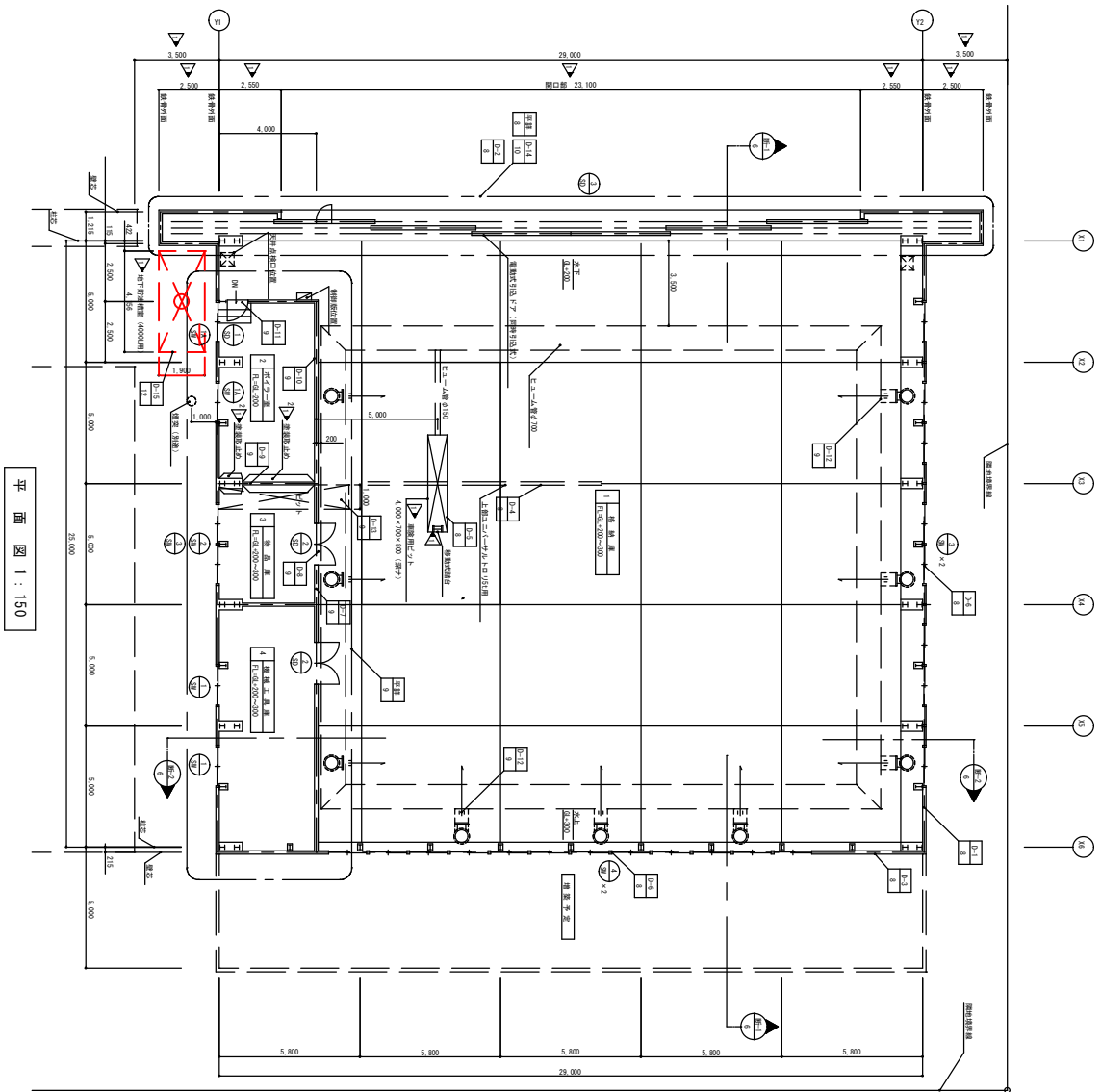
(2) 工事施工に伴い発生した撤去物・廃材は、法令に基づき適正に処分すること。

(3) 材料は新品とし同等品を使用する場合には、監督職員の承諾を受けること。

(4) 復旧後、試運転を実施し、異常がないことを確認すること。



令和 8 年度	工事名称 千歳 (基) 第三格納庫暖房設備改修工事	図番 2	図名 平面図	第三格納庫
---------	------------------------------	---------	-----------	-------



平面 図 1 : 150



既存地下貯油槽室 (4000L用) 写真

千歳 (基) 第三格納庫 暖房設備改修工事				図面番号
平面 図	S : 1 / 150			3

